

産業建設常任委員会記録

令和4年5月20日

【開催日】 令和4年5月20日（金）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時45分～午後0時3分

【出席委員】

委員長	藤岡修美	副委員長	中岡英二
委員	恒松恵子	委員	中島好人
委員	中村博行	委員	森山喜久
委員	矢田松夫		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

なし

【執行部出席者】

副市長	古川博三	経済部長	辻村征宏
商工労働課長	田尾忠久	商工労働課課長補佐	植田達也
商工労働課主査兼商工労働係長	宮本 渉	商工労働課企業立地推進室主任主事	久保弘明
公営競技事務所長	桶谷一博	公営競技事務所次長	木村清次郎
公営競技事務所主幹	大下賢二	公営競技事務所主任	久保英彦

【事務局出席者】

局次長	島津克則	主査兼議事係長	中村潤之介
-----	------	---------	-------

【審査内容】

- 1 議案第37号 令和4年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1回）について（公営）
- 2 議案第39号 山陽小野田市商工センター条例を廃止する条例の制定について（商工）
- 3 議案第40号 山陽小野田市商工センターの指定管理者の指定の一部変更について（商工）
- 4 承認第4号 山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正に関する専決処分について（商工）

午前10時45分 開会

藤岡修美委員長 おはようございます。ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日の審査日程につきましては、お手元に配付してあるとおり進めてまいります。それではまず、議案第37号令和4年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1回）につきまして、執行部からの説明を求めます。

桶谷公営競技事務所長 改めまして、皆様おはようございます。公営競技事務所です。本日はどうぞよろしくお願ひします。説明に先立ちまして4月1日付けの人事異動で職員に変更が生じたので、自己紹介をさせていただきますと思います。

辻村経済部長 改めまして、4月1日付けで経済部長を拝命しました辻村です。どうぞよろしくお願ひします。

久保公営競技事務所主任 異動してまいりました久保英彦と申します。どうぞよろしくお願ひします。

桶谷公営競技事務所長 それでは、議案第37号令和4年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1回）について御説明します。なお、お手元に資料を用意しておりますので、こちらも併せて御説明させていただきます。今回の補正は、令和3年度の決算見込みにつきまして、歳入が歳出に不足する見込みですので、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づきまして、令和4年度の歳入を繰り上げて、これに充用しようとするものです。予算書1ページをお願いします。第1条です。歳入歳出予算総額に、それぞれ10億6,000万円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ263億4,167万9,000円とするものです。続きまして、予算書5ページ、6ページをお願いします。上段の歳入で

は、3款2項1目雑入、1節雑入におきまして、歳入欠陥補填収入として10億6,000万円を計上しています。また、下段の歳出では、4款1項1目前年度繰上充用金、21節補償、補填及び賠償金におきまして、前年度繰上充用金として、令和3年度の歳入歳出不足額に充てるため10億6,000万円を計上しています。なお、予算の調製の様式は、地方自治法施行規則に基づいて作成しています。続きまして、資料の御説明をさせていただきます。詳しい説明につきましては、決算委員会の中で改めて御説明させていただきます。まず、資料1をお願いします。こちらの資料は、令和3年度の各場の売上状況です。合計欄は5場全体の売上合計として1,032億9,495万2,700円となり、対前年度比109.1%となっています。平成20年度以来13年ぶりに1,000億円台を回復しました。このような売上状況の中、山陽場は黄色で色塗りしている欄になります。まず、左端の開催日数ですが、上段が令和3年度の開催日数で112日となっています。下段が令和2年度の開催日数で89日ですので、23日の増加となっています。この112日の内訳です。まず、ナイターも含めた通常開催ですが、特別GI共同通信社杯プレミアムカップが、関係者に新型コロナウイルスの感染が確認されたため、4日間中止となりましたので、当初予定の56日が52日の開催となりました。令和2年度が51日でしたので、結果的に1日の増となりました。一方、ミッドナイトレースですが、降雪のおそれのため1日中止としましたので、当初予定の61日が60日の開催となりました。令和2年度が38日でしたので22日の増となりました。続きまして、総車券売上額は190億9,997万800円となり、対前年度比111.8%と続伸し、合併後の最高売上を更新したところです。内訳では、本場、重勝式、場間場外、専用場外は減となったものの、電話投票における民間ポータルが大きく伸びています。続きまして、表の中央やや右にあります本場入場者数は、山陽場の本場開催に来られたお客さんの人数になります。36,460人、1日平均では701人となっています。なお、1日平均はミッドナイトレースの開催日数を除いた数値となっています。山陽場では、新型コロナウイルス感染拡大防止

対策として、6日間無観客でレースを開催しました。続きまして、右隣、電話投票利用者数ですが、売上額同様に民間ポータルが大きく伸びています。資料1につきましては、以上です。続きまして、資料2は、ミッドナイトレースを抜き出して作成した資料になります。先ほどの資料1の内数となります。60日の開催で、売上額は79億1,203万5,600円で、1日平均で、およそ1億3,200万円となりました。令和2年度の1日平均がおよそ1億1,100万円でしたので、およそ2,100万円増加しています。ミッドナイトレースは、お客さんを入れずにネット投票のみで発売を行うレースですが、この資料の中で、本場売上額と専用場外の欄に数字が計上されています。これは、ミッドナイトレースの前売り発売等を行っているものです。本場では、早朝外向発売所におきまして、7時20分から15時、そして、開門後は、場内の投票所で昼間の場外発売最終レースの発売締切りまで発売しています。これは、既存の資源を最大限活用しながら、ミッドナイトレースの売上向上を目指すもので、昼間のレース売上げとの相乗効果も期待するものです。続きまして、資料3は、各種の決算見込みの数値をまとめたものになります。資料の左側に付しています番号に沿いまして御説明します。まず1は、令和3年度歳入歳出決算見込になります。歳入が195億2,846万6,000円、歳出が205億8,248万9,000円となり、歳入歳出差引不足額が10億5,402万3,000円となる見込みです。この、歳入歳出差引不足額が令和3年度末での累積赤字見込額となります。なお、この度の補正予算におきましては、百万円の単位を切り上げた10億6,000万円を繰上充用金として計上しています。続きまして、2は令和3年度の単年度収支になります。歳入は1と同じく195億2,846万6,000円となります。一方、3になりますが、これまでの累積赤字額、つまり前年度繰上充用金が歳出には含まれていますので、この金額である11億8,215万3,000円を除いた194億33万6,000円が歳出額になります。その結果、1億2,813万円の黒字となる見込みです。続きまして、3は累積の赤字額になります。1と同じ数値となりますが、こちらは、前年度からどれ

だけ累積赤字額が減っているかに着目した計算になります。令和2年度末の累積赤字額が11億8,215万3,000円でしたので、この数値から、先ほどの令和3年度の単年度黒字額1億2,813万円を差し引いた10億5,402万3,000円が令和3年度末の累積赤字額となります。続きまして、4はリース料関係になります。令和2年度末のリース料の残額が4億6,028万2,000円で、令和3年度に7,671万3,000円返済しましたので、令和3年度末のリース料の残額は、3億8,356万9,000円となる見込みです。なお、リース料の完済時期は、令和8年度となっています。続きまして、5は累積赤字額とリース料残額の二つの債務が前年度からどれだけ減っているかに着目した数値になります。なお、JKA交付金猶予分は平成29年度に完済しましたので、全体の債務としては、累積赤字とリース料の二つになります。数値は、上記の3と4を合算したものとなります。右端に付していますアルファベットAの2億484万3,000円が令和3年度の二つの債務解消額になり、その下の14億3,759万2,000円が令和3年度末の二つの債務残額となります。続きまして、6と7は保有する二つの基金になります。6が施設改善基金、7が財政調整基金になります。6の施設改善基金を軸に、より多く積み立てることとしており、7の財政調整基金は、公営競技の施行者として不測の事態に備えるため2億円を目途に積み立てることとしています。両基金の増減額となりますBとCを合算した、下から2行目の3億6,600万8,000円が、令和3年度に増額となった基金の総額となります。この金額に、先のA、2億484万3,000円を加えた、一番下A+B+Cの金額5億7,085万1,000円が、基金も含めた令和3年度の実質収支改善額になります。令和3年度につきましても、皆様の御理解を頂きながら、単年度収支におきまして黒字、さらには基金へも一定額を積み立てることができました。こうしたことも踏まえまして、実質収支改善額という表現を用いさせていただいております。資料3につきましても、以上です。続きまして、資料4は、小型自動車競走事業特別会計をその性質により大きく四つにグループ分けをし、それぞれの収支がどうであるかを

仕分けた表になります。資料の左側に付してあります番号に沿いまして御説明します。まず、1は小型自動車競走事業の根幹をなす開催に係る収支であり、この部分が包括的民間委託に関わる収支となります。歳入は、①の本場開催発売金82億9,626万2,000円、場外事務協力費2億4,031万6,000円などを合計した⑤の85億6,662万4,000円となります。続きまして、歳出は、まず、②の義務的経費は、払戻金、JKA交付金で、茶色でマーカーをした数値59億198万3,000円となります。続きまして、③の開催経費は、賞典費や赤色でマーカーをしています市の収益保証5,046万2,000円などを合計した黄色でマーカーをした数値22億5,114万9,000円となります。そして、④の包括的民間委託料は、4億1,349万2,000円となり、歳出もこれらを合計した⑤の85億6,662万4,000円となります。続きまして、2は開催以外に係る収支になります。⑥の項目の中に赤色でマーカーをしています収益保証5,046万2,000円は、同じく赤色でマーカーをしています⑦の項目の地域公益事業1,187万円と主に人件費であります固有経費3,241万9,000円に充当されます。なお、この表では明記されていませんが、充当された残額が617万3,000円になります。これが包括的民間委託により解消できた累積債務の額となります。続きまして、3は重勝式に係る収支になります。歳入は、⑨重勝式発売金の30億3,979万3,000円になります。歳出は、⑩の義務的経費であります重勝式払戻金とJKA交付金、⑪の開催経費であります川口など他開催場への負担金、全動協への拠出金、⑫の株式会社JPFへの発売業務委託料、そして⑬の施設改善基金への積立金の合計⑭の29億8,117万1,000円になります。この重勝式に係る収支は、5,862万2,000円となり、これも累積債務の解消に充てられます。最後、4はミッドナイトレースに係る収支になります。歳入は、⑮勝車投票券発売金79億2,077万6,000円など、合計で⑯の79億2,204万1,000円になります。歳出は、1の開催に係る収支と同じく、義務的経費や開催経費となり、これら経費に加えまして、⑰の施設改善基金

への積立金、⑱の財政調整基金への積立金も計上しています。歳出の合計は⑳の77億8,199万3,000円になります。この、ミッドナイトレースに係る収支は、1億4,004万8,000円となり、これも累積債務の解消に充てられます。これら四つのグループの収支を整理し、まとめたものが表の一番下になります。先ほど資料3で御説明した内容と同じものになりますので、説明は割愛させていただきます。以上で、補正関係の説明を終了します。令和4年度につきましても、これまでのお客様、そしてこれからのお客様に御愛顧いただけるよう、職員一丸となり全力で取り組んでまいり所存です。御審議のほど、よろしくお願ひします。

藤岡修美委員長 説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。それではお手元の資料1から、質疑を求めたいと思います。

恒松恵子委員 3月にコロナによる中止で、損失というか、売上げがなくなった分は幾らぐらいか教えてください。

桶谷公営競技事務所長 中止しましたレースは、5日間開催のうちの4日間です。過去の売上状況から推測しますと、およそ12億円の売上げがなかったということになります。

恒松恵子委員 それに伴う支出の減額分は、およそ幾らか分かりますか。例えば賞金であるとか。そういう計算をされていなければ結構です。

大下公営競技事務所主幹 経費においては、拾えないものもありますけれども、令和2年度は5日間フルに開催しました。令和3年度は、事情によって4日ほど中止したんですけれども、例えば賞金で申し上げますと、令和2年度実績では7,300万円程度、選手にお支払しています。令和3年度では2,300万円ですので、約5,000万円経費が浮いたという形になっています。あとは諸経費が売上げに応じて発生するものばかり

ですので、単純比較はできません。ほかの経費については申し訳ありませんが明確な回答を申し上げることができません。

矢田松夫委員 このときも話が出たんですけれど、食堂が1か所になって、コロナの関係で、急に食堂をやむなく休業になったことについての補償はどうされたんですか。もう自己責任ということの結果ですか。

桶谷公営競技事務所長 食堂関係につきましては、開催の中止を決定した直後にすぐに連絡しています。補償的なものはありません。なお、御準備されて余った食材等のうち活用できるものにつきましては、十分活用もされていますし、関係者で食材の買取り等もさせていただいたところではあります。

矢田松夫委員 だから、自己犠牲を強いられたんじゃないかという質問なんです。例えば肉とか牛乳とかは、もうどうしようもならんという話を聞いていたんですけれど、だから結局もう補償はできないと、こういう事故の場合は。これをはっきり言うてくださいね。

桶谷公営競技事務所長 施行者の責めに帰すべき理由によって開催を中止したわけではありませぬので、そういった補償はありません。

矢田松夫委員 それから本場の入場者が、5月のこの繰上げのときの資料を見てもみますと、だんだん減ってきておるということは否めないというか、例えば、昨年と比較しても、2倍少なくなったとは言いませんが、少なくなって、これについての回復というか、どういうふうにしてお客さんを呼び込むのか。インターネット等もありますけれど、スリル感を味わうならやっぱり本場開催のレースを見ていただくのが、ファンにとってはいいんだろうと思うんですね。そういう入場者増について、どうされるのか。

桶谷公営競技事務所長 本場の入場者数の減少を食い止めて、いかに伸ばして

いくかというのは、山陽オートレース場にかかわらず、全場あるいは全公営競技の課題だと思っています。本場におきましては包括的民間委託を行っておりますので、そういったところとも十分協議をしながら、選手を含めたいろいろなイベントやCS放送の充実といったものに力を入れていく中で、回復を図っていきたいと考えています。一方コロナ禍でもあり、感染対策をしっかりと講じた上で、お客さんに入っていただきたいと考えておりますので、そういったことにも十分留意しながらの取組になると思っています。

矢田松夫委員 だから、どういう政策を取っていくのかということなんですよ。去年から、1日平均で約1万2,000円、もう600人、500人ぐらい減っているね。（発言する者あり）2年前だろうが3年前だろうが、減っているのは間違いないんだけど、それをどういうふうにしていくのかですよ。コロナもあったけどね。

桶谷公営競技事務所長 やはりお客様にいいレースを見ていただき、公営競技の面白さを感じていただくことだと思っています。特に、オートレースの場合は、本場で見ていただくのが一番の効果的な手段だと思っています。その辺りのPRも含めて、オートレースの良さをPRしていきたいと思っています。また、本来でしたら選手を交えてのイベント等も実施しているところですが、コロナ禍で十分にはできません。そうしたイベントができる環境になりましたら、引き続き再開していきたいと思っています。

中村博行委員 おっしゃることは分かるんだけど関東というか、他場は全部増えているよね、1日平均にしても140%とか162%とかね。やはり西日本のほうが伸び悩むというか、飯塚市もやっと100%ぐらいであるので、その辺の分析はどうですか。関東がこれだけ伸びているのに対して、こちらのほうが伸びてないというところは何か分析されましたか。

桶谷公営競技事務所長 細かい分析はこれから行っていこうと思っています。

コロナ禍にありまして、やはり国の施策、あるいは県の方針等に従いまして、例えば県が設けている集中対策期間に応じて、山陽場だけ無観客でレースをしたこともありますので、一概にこの数字だけでは読み取れない部分もあると思っています。それと、基本的に、やはり公営競技を設置している周辺の人口規模あるいはその周辺の高齢化率といったものも影響してくると思っています。

中村博行委員 今無観客と言われたけど、無観客の6日間は割るほうの数字には入れていないんじゃないですか。

大下公営競技事務所主幹 実質的に6日間無観客で開催しておりますけど、計算上は入っています。

森山喜久委員 実際に本場の数がコロナ禍で減ったようなんですけど、その一方で、電話投票利用者が200万人と大幅に増えていますよね。やり方が変わってくるという形なんですけど、今後も電話投票の利用者数はどんどん増えていくと理解してよろしいですかね。

桶谷公営競技事務所長 しばらくこの傾向は続くものと見ております。

中島好人委員 車いすのパラリンピック選手との、事業の実績と評価についてお聞きしたい。

桶谷公営競技事務所長 パラリンピックの合宿等につきましては、施設の有効活用という観点からも、レースを行っていない、空いた時間帯に走路を活用していただいて、パラサイクリングの合宿をしていただいています。例年大体、年に2回、10日前後の合宿を組んでいただき、その間、レース場で練習していただくのと併せまして、選手の方から近隣の小中学校に出向いていただいて講演していただくといったことも行っています。

藤岡修美委員長 それでは資料2、ミッドナイトレースについて、質疑のある方はお願いします。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり） それでは資料3です。

矢田松夫委員 3番と4番で、結論的に言うと、Aのところいわゆる赤字が残ってくるんですね、要は、リース料については、本会議場でもあったように、令和8年度に完済すると。ですから、3番の累積赤字の解消方法について、どうしていくのかがあればお答えください。

桶谷公営競技事務所長 オートレース事業を継続的に運営していく中で、やはり累積赤字を早期に解消していくことが喫緊の課題であるということは、十分認識しています。そうした中、令和4年度から、新たな包括的民間委託のスキームで事業がスタートしましたので、このことも含めまして、今後、返済計画を作っていこうと考えています。過去、皆様方に見ていただきました返済計画よりは、返済時期が早まるとの見込みは持っています。

中村博行委員 返済計画については、後で聞こうと思っていたんですけども、大体いつ頃、返済計画を作成される予定ですか。

桶谷公営競技事務所長 この度、新たなスキームでの包括的民間委託の契約になりましたので、この契約の内容に沿いまして、どのぐらいの収益が見込まれるかは、割と早い時期に作れるとは思っています。一方、もう一つ大きな課題としまして、施設の改修がありますので、これら施設の改修をどのタイミングで行うか、どのぐらいの経費が掛かるか、それに付随いたしまして、例えば走路改修に幾ら掛かるのか、そのほか大がかりなシステムを抱えていますので、それらのシステム更新に係る経費も含めて、基金を活用しながら、起債も視野に入れて、どのタイミングで幾ら借り入れて、何年で償還していくといった細かい作業が必要となりま

すので、もうしばらくお時間を頂きたいと思っています。

中村博行委員 実質収支改善額が5億7,000万円ということで、ざっと考えて今回が10億円少々と考えたら、早めに解消できるんじゃないかという気がするんですよ。平準化した例のリース料は7,600万円と平準化して、令和8年というんですけども、これなんかを変更して早く返済するということはできるんですか。

桶谷公営競技事務所長 これも契約事になりまして、平準化するために、何度も伸ばしていただいているという経緯がありますので、そこも含めまして、お互いの協議になると思っています。

藤岡修美委員長 よろしいですか。ほかに、資料3で質疑があれば。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、資料4です。

森山喜久委員 ミッドナイトレースに係る収支は、やはり増えていると思うんですが、実際、選手の手当、さっき賞典費と言われた部分がそれに該当するのかなと思います。実際、賞典費は通常開催と比べて、同じ程度の賞金が支払われているのか。以前聞いたことがあるのは、半分ぐらいだという話でしたけど、その辺どうなんでしょうか。

大下公営競技事務所主幹 ミッドナイトレースは別枠開催になります。したがって、選手には半分以下の賞金で参加していただいております。

森山喜久委員 最初、やっぱりミッドナイトを始めるときに、試しのような形式で行われていた。その分で、選手にも負担を掛けるけど、賞金をちょっと抑えたい、支出を抑えたいということでやられたのは分かるんです。やっぱり売上げがこれだけ増えてくる状況ならば、やはり選手たちの賞金も、一定程度増額していくようにする、つまり還元することを考える必要があると思いますが、その辺どうでしょうか。

大下公営競技事務所主幹 実際、選手会から要望がありましたので、ミッドナイトレースについても令和4年度から全体的に賞金は上げております。

森山喜久委員 通常開催も上げているということでもいいんですか。

大下公営競技事務所主幹 通常開催も入着賞金等々を見直しています。

藤岡修美委員長 ほかに、ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）予算書には説明のあった数字が計上されておりますが、いいですか。

中村博行委員 スタンド改修の計画ですけれども、進捗状況はどうですか。

木村公営競技事務所次長 スタンド改修につきましては、皆様御存じのとおり、当初、スタンド改修の設計を進めておりましたけども、残念な結果になったという状況であります。平成30年度のときに基本構想を作成しておりますので、基本的には、それを参考にしながらということですが、それと、これまでの間に課題がたくさん出ましたので、それらも含んで、もう一度精査しているところです。単純に物を解体してすぐ造るというものもありますけども、この度のいろいろな問題を抱えていきますと、やはり、解体する前にほかの施設を改修していかななくてはいけないものが多々出てきているということもあり、そういった順位づけもしておるところです。それに加えて、前回も委員会のときに少し言いましたけれども、選手や競走会が入っている管理地区の老朽化もありますので、そこも含めていかななくてはけませんし、先ほど所長も申しましたが、それ以外のレース開催に伴う関係の走路改修、大時計の改修、フライング判定装置といったものもありますので、それらも全部含めて、順位づけをしっかりとしていくという形で今進めているところであります。

矢田松夫委員 スタンド改修は、当面見込みがないような状況で、ほかの施設

の改修で当面急ぐものがあると言われたんだけど、その優先順位はいつ頃分かるのかな、計画というけど。例えば、スタンドの手前にもうポールを張って入れんようにすると、壁から物が落ちるから。この前も新聞で宇部日報から出ていたよね、ほかの新聞には出ていなかったけど、駅からレース場に行く通路から破片が落ちたとか、警察に届け出たとか。そういうのがいろいろあるから、選手寮もあるけど、その優先順位、計画というのは出るんですか、出ないんですか。

木村公営競技事務所次長 今のところ、計画というところまではありませんが、先ほど言いましたとおり、前回の設計をしてきた中でいろんな工事の大体の順番はありますが、それにちょっと付随したものが増えておりますので、今、内部ではこういった順番でやっていくのが望ましいだろうというようなところまでは検討してきております。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、これより議案第37号令和4年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1回）につきまして、採決します。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成により本件は可決すべきものと決定しました。ここで職員入替えのため、暫時休憩とします。40分再開とします。

午前11時28分 休憩

午前11時39分 開会

藤岡修美委員長 それでは、委員会を再開します。議案第39号山陽小野田市

商工センター条例を廃止する条例の制定について審査を行います。執行部の説明を求めます。

田尾商工労働課長 議案の説明に入る前に人事異動がありましたので、簡単にちょっと自己紹介をさせていただきます。私4月から商工労働課長を務めます、田尾です。どうぞよろしく申し上げます。

植田商工労働課課長補佐 同じく商工労働課の課長補佐、植田です。どうぞよろしく申し上げます。

藤岡修美委員長 はい、それでは説明をお願いします。

田尾商工労働課長 それでは、議案第39号の説明に入る前に、皆様方のお手元に資料をお配りしております、LABVプロジェクトに係るスケジュールということで、資料1と書いてあるものを御覧ください。こちらには今回のプロジェクトに係るスケジュールの案件が8件書かれております。この8件のうち、1番と2番と3番、商工センターの廃止、商工センター指定管理期間の変更、小野田商工会議所の移転に伴います雇用能力開発支援センターの改修と、これが3番の議案になって、これは補正予算として上程されます。以上3件が、産業建設常任委員会で審議される予定でして、残りの5件は、総務文教常任委員会や民生福祉常任委員会で審議される予定ですので、よろしく申し上げます。商工センターの廃止、商工センター指定管理期間の変更、雇用能力開発支援センターの改修、いずれにつきましても今回の臨時議会で御議決いただければ、6月に全ての事業を開始したいと思っております。それでは、議案第39号に参ります。山陽小野田市商工センター条例を廃止する条例の制定について御説明します。この度の条例は、LABVプロジェクトに基づき、山陽小野田市商工センターを解体し、その跡地に、LABV共同事業体が新しい施設を整備するため、令和4年6月30日をもって、山陽小野田市商工センターを廃止しようとするものです。それでは、ここからは、

お配りしておりますA4資料、1、山陽小野田市商工センター条例の廃止についてを御覧いただきながら、御説明します。今後のスケジュールですが、6月30日に商工センターを廃止し、7月から商工センターの解体工事に入ります。建物部分の解体後、12月頃から新施設の建設が開始され、令和6年4月1日に新施設の供用開始となる予定と聞いております。工事期間中、商工センター1階にあります小野田商工会議所は、山陽小野田市雇用能力開発支援センターに移転します。移転に伴い、雇用能力開発支援センターを一部改修する必要がありますので、改修費用等の補正予算をこの臨時議会において上程しております。同じく1階にあります公園通出張所も、工事期間中、須恵地域交流センターに移転します。なお参考までに、商工センターの施設概要を掲載しておりますので、御覧いただきたいと思っております。また、当センターの会議室を定期的に利用される皆様につきましては、指定管理者であります小野田商工会議所から、6月30日で廃止となることについて順次説明を行っているところです。説明は以上です。よろしく申し上げます。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。委員の質疑を求めます。

中島好人委員 基本的には、この廃止の理由、結局その前提にあるものは、この4番にある、解体することによる条例ですよね。だから、私はどうもL A B Vの正体というか、まだ6月末まで正体も分からない。そこで、市と具体的にどういうふうな協議をされて、どこが受け持つという協議がきちんと行われていたのかどうか。何か土地だけと言いながら、結局はみんな市が持ち出さなきゃいけないようなことになっているのではないかと思うんですね。やはり市民の税金ですから、それは正当に根拠を示して、きちっとやるべきじゃないかなと。さっきの本会議の質疑に対しても、まだ6月の話であって、正式名は決まっていなかったか、定款が決まっていなかったか、そういう相手に対して、どんどんどんどん市が持ち出していくということかいいのかと思うんです。回答をお願いします。

古川副市長 議案には直接関係ないところとは思いますが、このL A B Vの関係で、出資については、3月議会で慎重審議をしていただく中で議会の議決を得たところです。またその中で、土地の出資ということですが、土地の出資は更地に出資というのが前提条件です。そうした場合、その上に建っている上屋については、出資する側が責任もって解体するというのが基本的な考え方でして、委員がおっしゃられた解体経費の裏付け等々については、産業建設常任委員会では関係ありませんから、総務文教常任委員会で審査されるということです。

中島好人委員 これ以上、他の委員会ですから、ここで止めておきます。もう一つどうしても、やっぱり大きな事業ですから、質疑の中では、市が関わらないといっても、それなりに市が関わるという答弁もありましたし、その根拠がないわけですから、出資はするが口は出せないというか、執行権も決定権もないという在り方で、本当に市が市民に対して責任を持てるのかどうか。これがやっぱり一番大きな問題点だと思いますよ。

田尾商工労働課長 鋭い御質疑ですが、今同時刻の総務文教常任委員会で審査されておりますので、その質疑は、是非委員長報告でしていただきたいと思います。今は商工センターの廃止についての御質疑をお願いしたいと思います。

中島好人委員 そっちのほうの委員会ですけども、結局ここに議案として係るのも、その前提があるわけですよ。決定された中で、議案が出されるわけですから、何となくこっち側がいいですよと言いつらい点がある。

藤岡修美委員長 ほかに質疑はありますか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑がないようなので、これより討論に入ります。討論はありますか。

中島好人委員 先ほど質疑の中でも言いましたけども、やはりこういった問題

は、前提として解体事業の、市の権限がないというような状況の中で、この議案に賛成できない。反対します。

藤岡修美委員長 ほかに討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)それでは、これより議案第40号……

中島好人委員 39号。

藤岡修美委員長 失礼しました。議案第39号山陽小野田市商工センター条例を廃止する条例の制定について、採決します。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

藤岡修美委員長 賛成多数により、本件は可決すべきものと決定しました。引き続き、議案第40号山陽小野田市商工センターの指定管理者の指定の一部変更について、執行部の説明を求めます。

田尾商工労働課長 それでは、引き続き議案第40号について御説明します。こちらは先ほど議案第39号で御審査いただきました山陽小野田市商工センターの廃止に伴い、商工センターの指定管理者である小野田商工会議所の指定期間を変更するものです。先ほどのA4資料の下半分、2、山陽小野田市商工センターの指定管理者の指定の一部変更についてを御覧になりながらお願いします。昨年12月定例会において、令和4年度からの山陽小野田市商工センターの指定管理者について、管理を行わせる施設、商工センター3階と4階、指定管理者名は小野田商工会議所、指定の期間は令和4年4月1日から令和6年の3月31日までとの内容で議決していただいておりますが、この度、そのうちの指定期間、令和4年4月1日から令和6年3月31日までを、令和4年4月1日から令和4年6月30日までに変更するものです。御議決いただいた後、速

やかに商工センターの管理運営に関する協定書を変更し、指定期間及び指定管理料の変更を行う予定です。説明は以上です。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。ここで委員の質疑を求めます。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。討論はありますか。

中島好人委員 先ほどの議案第39号と同等で、やはりLABVの解体事業から発生する問題ですんで、この議案については反対します。

藤岡修美委員長 ほかに討論はありますか。以上で討論を終わります。これより、議案第40号について採決します。本件に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 賛成多数により、本件は可決すべきものと決定しました。引き続きまして、承認第4号山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正に関する専決処分について、執行部の説明を求めます。

田尾商工労働課長 それでは、承認第4号について御説明申し上げます。こちらも資料を用意しています。山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正についてというA4の1枚紙を御覧になりながらお願いします。これは、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が、令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行されたことに伴う所要の改正を行うものであり、直ちに条例を改正して施行する必要があることから、令和4年3月31日に専決処分を行ったものです。それではこの条例が何かということから、説明しながら改正の点を続け

て説明してまいりたいと思います。まず資料1を御覧ください。産業の振興と雇用の拡大を目的として「山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例」を平成28年10月に制定し、市内で新設又は増設した資産について固定資産税の課税免除又は不均一課税を実施しています。次に、2の経緯です。国において、地方創生の一環として、東京一極集中を緩和し、地方の雇用確保を図るために、東京から地方への本社機能の移転や、地方にある本社機能を拡充する事業者に対して税制面で優遇するため、平成27年度に地域再生法が改正されました。この改正を受け、山口県が、内閣府より地域再生法に基づく地域再生計画の認定を受け、本市においても、この計画に基づき条例を制定したものです。この度、国が更に本社機能の移転等を促進するため、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令を改正し、特例措置の2年間延長及び特定業務施設の整備期間を2年から3年に延長したことから、本市も条例改正するものです。次に3の地域再生法に基づく特例措置ですが、この制度には、移転型と拡充型の2種類があります。移転型は東京23区からの本社機能の移転が対象となります。拡充型は地方にある本社機能の強化となります。移転型の方が特例措置は手厚くなっております。特例措置には、国税の課税の特例や、地方税の課税免除又は不均一課税などがあります。市では固定資産税の課税免除又は不均一課税を行っており、3年間の適用となります。この特例措置の申請につきましては、事業者が山口県に事業計画を提出し、山口県に認定を受ける必要があります。認定を受けた事業者が市に固定資産税の課税免除又は不均一課税の申請を行うこととなります。次に4、条例改正の内容を御覧ください。今回の法改正を受けての市の条例改正の内容ですが、法の適用期限が令和4年3月31日までであったものを令和6年3月31日までに2年間延長されたことに伴い、条例についても山口県から認定を受ける期間を令和4年3月31日までから令和6年3月31日までに変更します。あわせて、特定業務施設の整備期間も、法改正とともに、2年以内から3年以内に変更しております。資料の裏面を御覧ください。参考ですが、税率を表示させていただいてお

ります。通常の税額は、固定資産の課税標準額に標準税率である1.4%を掛けたものとなりますが、特例措置によって税率を、移転型については1年目課税免除、2年目0.35%、3年目0.7%、拡充型については1年目0.01%、2年目0.35%、3年目0.7%としています。なお、不均一課税を実施した地方自治体に対しては、減収分について地方交付税による補填措置があります。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

藤岡修美委員長 執行部の説明が終わりました。ここで委員の質疑を求めます。

中村博行委員 これまでの実績は分かりますか。

田尾商工労働課長 1社あります。

中島好人委員 承認、専決処分ということなんですけども、見れば3月31日に公布されて、明くる日の4月1日から施行されると。これでは議会軽視というか、何の審議もされないまま、もう審議なしにもう右かから左と。こういう形はもう専決処分を取らざるを得ないわけなんですけども、こうした声に対して、もうちょっと早く交付されて、検討するというか、もう事後というふうな形じゃなくて、何ぼ良いことであろうと、やはり議決権を持つ議会がその辺に関わっていくというかね、誠にいいなあというふうに関わっていくということが大事じゃないかと思ひます。その辺については、何か執行部の考えはありますか。

古川副市長、このように3月31日付けでの専決処分は多々あります。今、総務文教常任委員会でも、税の関係が専決処分されております。というのは、3月31日までの時限立法が4月1日にすぐ動き出すということで、間髪を入れず施行しなくてはいけないということで、このような専決処分という形を取らざるを得ない。委員がおっしゃるように、きちんと審議をしていただくのが筋なんですけど、審議をしていただくと、空間が

できる、その空間ができた場合、そこで申請した事業者は対象にならないというような不利益も被るということで、こういうような措置になっておることを御理解いただきたい。そうした中で、一番直近の議会でこのような承認を受けるというシステムになっておりますので、御理解のほどお願いします。

藤岡修美委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、以上で質疑を終わります。討論を行います。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは、これより承認第4号山陽小野田市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正に関する専決処分について、承認される方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

藤岡修美委員長 全員賛成によりまして、本件は承認すべきものと決定しました。以上で産業建設常任委員会を終わります。

午後0時3分 散会

令和4年（2022年）5月20日

産業建設常任委員長 藤岡修美